令和８年（フ）第１９７７号
横浜市磯子区滝頭２丁目14番９号
破産者　西尾　大輔
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９２号
横浜市港北区新吉田東５丁目55番４号　ソレイユガーデン102
破産者　羽田野美穂
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２号
長崎県諫早市多良見町木床1724番地　ミレニアム海望201号、前住所神奈川県平塚市四之宮５丁目13番17号　アクティブ湘南102
破産者　松橋　一帆
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２８５号
神奈川県秦野市鶴巻南１丁目１番６号　エターナル鶴巻　302号
破産者　山口　結衣
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９５号
神奈川県平塚市入野130番地の４　メルキエル208号
破産者　山根　明人
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９１号
神奈川県平塚市纏１丁目29番６－101号　ベルソーレミチ１
破産者　須山聖士郎
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１００号
富山県氷見市中田766番地１、前住所富山県氷見市窪1757番地８
破産者　茶谷　翔太
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２５６号
静岡県伊東市宇佐美2118番地の２　サンハイツ201号
破産者　秋山　雅美
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１９９号
静岡県浜松市中央区広沢一丁目16番１号、前住所静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目23番20－406号　サンコーポ佐鳴台
破産者　嶋野　正明
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６１８号
京都市右京区太秦多藪町11番地　フラッツ太秦　203号室、前住所京都市東山区福稲御所ノ内町34番地の１　ハイム福稲Ａ－605
破産者　パティスリーパピエこと　久世　　研
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号　プリエール　703号
破産者　武田　幸子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第７０号
徳島県徳島市応神町古川字戎子野82番地の９　ピースヴィエント　204
破産者　諏訪　芳典
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
徳島県徳島市川内町沖島259番地の４
破産者　髙木　宏典
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番３号　千里コーポＡ－102号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町上町１丁目36番地
破産者　梶田　泰嗣
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

令和８年（フ）第２５８号
茨城県土浦市並木１丁目14－17－２　ヴィラ・シュトラーセ　202号室、住民票上の住所茨城県鉾田市舟木202番地22
破産者　小田切秀治
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１９７２号
千葉県船橋市印内町567番地１　ブランシエスタ西船橋504号
破産者　高田　裕太
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７３号
奈良県大和郡山市南郡山町88番地３
破産者　株式会社セルフプライズ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５６号
千葉県印西市東の原１丁目５番地68、前住所千葉県印旛郡栄町竜角寺台２丁目８番15号
破産者　吉田　憲司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部